

平成31年2月26日

守谷市議会議長 殿

委員長・報告者 市川和代

## 議員政治倫理検討特別委員会視察・研修報告

標記の件について、次のとおり 実施 ・ 参加 したので報告します。

視察・研修日	平成31年2月22日（金）
視察・研修場所	取手市議会
視察・研修項目	政治倫理条例について
参加者	守谷市側 青木公達、高橋典久、伯耆田富夫、佐藤弘子、川名敏子、 寺田文彦、末村英一郎、神宮栄二、市川和代 議会事務局 山崎係長
	相手側 岩崎弘宜補佐、土谷靖孝係長
視察・研修目的	議員政治倫理条例の資産公開等を検討しているところですが、昨年12月議会で条例改正（資産等報告書及び所得等報告書）をした取手市議会に政治倫理条例について学ぶ
視察・研修内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例制定の経緯について</li><li>・ 資産等報告書及び所得等報告書について</li><li>・ 契約等の辞退について</li><li>・ 今後の課題 等</li></ul>

## 視察・研修内容

### ・ 条例制定の経緯について

合併前の旧藤代町の時に、平成8年3月住民より条例制定の請願が提出され、賛成多数により採択される。6月特別委員会設置、17回の条例調査を行う。

平成10年12月「藤代町政治倫理条例案」が議員より提出され、賛成多数により可決された。

条例制定により、町長、助役、収入役、教育長（町長等）、議員は毎年資産と所得を町に報告する。

また、町長等や議員が役員をしている企業、町長と議員の一親等の親族が役員をしている企業は町との契約を辞退する。平成13年3月条例を修正可決。

取手市、藤代町合併時、平成17年取手市の条例に合わせる。

平成26年3月全文改正。平成30年12月条例の一部改正。

### ・ 資産等報告書及び所得等報告書について

平成26年3月条例の全文改正の提案理由は以下の通り

市長等及び議員の責務並びに政治倫理基準を明確化するとともに、市政を取り巻く情勢の変化に即するために改正するものです。

\* 情勢の変化とは指定管理者制度など

平成30年12月条例の一部改正の提案理由は以下の通り

議員活動をより適切にするため

改正は資産公開について、議員の文言を削除（提出義務廃止）

\* 議員の倫理感の向上につながるか。提出することによって政治不信につながる可能性がある。

### ・ 契約等の辞退について

・ 市長等及び議員は…（20万円1回の契約につき20万円未満のものを除く）契約。一親等以内の親族が役員を務めるもの。

・ 市長等及び議員に対して年間5万円以上の報酬、給与を支払っているもの。について契約等を辞退する。

### ・ 今後の課題 等

議員の職責を全うすることが大事。

視察・研修総括  
（今後の取組）

大変参考になった。今後の条例検討に役立てたい。